



みやき町告示第45号

みやき町ゴルフ場指定管理者の指定について

みやき町ゴルフ場条例（令和8年条例第3号）第12条及びみやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成23年条例第11号）第5条の規定に基づき、みやき町ゴルフ場の指定管理者を次の者に指定した。

1. 施設の名称   みやき町ゴルフ場
2. 指定管理者の名称及び所在地  
株式会社 山水  
佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4807番地
3. 指定の期間  
令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

令和8年3月26日

みやき町長 岡



毅